

厚生労働省発生食 0714 第 5 号
令和 3 年 7 月 14 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

JPBL008 株を利用して生産された α -アミラーゼ



JPBL008 株を利用して生産された α -アミラーゼ に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPBL008 株を利用して生産された α -アミラーゼ」については、令和 3 年 6 月 8 日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から、組換え DNA 技術応用添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、すでに安全性審査の手続きを経た旨の公表がなされた α -アミラーゼ（TS-25）の生産性のさらなる向上を目的として、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Geobacillus stearothermophilus* C599 株由来の *amyM* 遺伝子の導入等を行ったものである。

3. 酵素の機能

本品目は、デンプンの α -1,4-D-グルコシド結合を加水分解する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、パン製造において加工助剤として用いられる。用途及び使用形態は既存の α -アミラーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、デンマーク及びフランスにおいて食品用加工助剤として承認されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。